

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 学校教育学部 | 教育 1-1 |
| 2. 学校教育研究科 | 教育 2-1 |
| 3. 連合学校教育学研究科 | 教育 3-1 |
| 4. 教育実践高度化専攻 | 教育 4-1 |

学校教育学部

- I 教育水準 教育 1-2
- II 質の向上度 教育 1-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、初等教育教員養成課程に必要な教員を適切に配置するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、学生の授業評価結果への教員のコメントのウェブサイトでの公開、学生による評価結果のレーダーチャートでの表示、積極的に授業を公開する体制の整備など、積極的に授業改善を行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、学校教育学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、授業科目の区分を改め、小学校教員養成の充実とともに、現代的課題に対応できる資質を高める教養教育、キャリア教育の充実、今日の学校教育課題への対応、教育実習と授業科目との協働によって、現代の学校や社会の変化に適切に対応することを目指すなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、単位互換の取組を含め、「ボランティア体験学習」、「スクールサポーター」等の相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、学校教育学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、少人数授業を多くし、発表能力やコミュニケーション能力の向上、習熟度別クラス編成、マイクロティーチング、授業補助者の採用、ICT の活用、シラバスの記載形式の統一等を採用するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、CAP 制の導入や教育支援システムによる履修状況等の確認、指導教員等による修学指導により単位実質化の実現などの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、学校教育学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、ほとんどの学生が卒業要件を満たす単位を認定されていること、ほとんどの学生が教員採用の現状を認識し複数の免許を取得しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、学生による授業評価によれば、シラバスの活用は十分とはいえず、予習や教員への質問が多くない傾向があるものの、かなりの学生が、学習指導力、自ら研鑽を続ける意欲を持ち、子どもを教育する力の育成に寄与するなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、学校教育学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、卒業生の教員就職率は極めて高いなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

「関係者からの評価」については、卒業生が勤務する兵庫県下の公立小・中学校長による聞き取り調査によれば、協調・協働・社会的関係、自覚・意欲・気概、人権感覚、実践的指導力等について肯定的な評価を得るなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、学校教育学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 3 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

学校教育研究科

- I 教育水準 教育 2-2
- II 質の向上度 教育 2-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、大学院設置に必要な教員を適切に配置し、現代の教育課題に的確に応えることを目指した専攻から構成されるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、ファカルティ・ディベロップメント(FD)推進のために FD 推進会議大学院部会を設置し、学生が作成した授業アンケートの実施、定期的な授業評価と改善の取組、外部者による公開授業を行うなど、意欲的な取組が認められ、相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、学校教育研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、教員としての幅広い見識を高めることを目指した共通科目、専門職としての能力を高める専攻科目から編成されているが、これに加えて、三つの教育プログラムを新設、平成 19 年度からは二つの新専攻を加えている。これらの教育課

程により、よりきめ細かい教育が実現されているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、学校教育実践の豊かな教員を配し、サテライトを活用した開講授業科目の充実を図り、また長期履修学生制度を設けることによって、学生や社会の要請に応えようとしているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、学校教育研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、少人数授業を重視し、事例研究やロールプレイ等の演習を盛り込み、ティーチング・アシスタント(TA)の任用により実践的研究に役立つよう工夫しているほか、シラバスをより詳細に示すなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、オフィスアワーや電子メールを活用した個別指導により、また実践的な演習のための時間を確保して、学生が自己の課題を明確化できることを目指し、主体的な学習を可能にするなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、学校教育研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1

期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、標準修業年限内で修了している者は 99.7%であること、専修免許状を取得する者がほぼ全員であること、学位論文については、関係学会誌や紀要に掲載されたものもあるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、教育課程に対するアンケートによれば、学習指導力、自ら研鑽を続ける意欲、子どもを適切に指導する力の育成に寄与したとする回答が多く、また教育現場へ還元する能力が身についたとする者も多く、これらの傾向は、専門科目、課題研究、修士論文についても肯定的な傾向が認められるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、学校教育研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、約半数が現職教員であるため学校現場へ

復帰しているが、それ以外の修了生の 80%程度が教員として就職しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、修了生が勤務する兵庫県下の小・中学校長に対する聞き取り調査によると、修了生の協調・協働・社会的関係、実践的指導力、専門的知識・理解、児童生徒・保護者の信頼、自覚・意欲・気概等について肯定的な評価を得るなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、学校教育研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、学校教育研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 3 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

連合学校教育学研究科

- I 教育水準 教育 3-2
- II 質の向上度 教育 3-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、教育現場の要請に応える専攻を設置し、教員を適切に配置するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、学生による授業アンケートも参考にしながら授業形態の変更も含め、改善に努めるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、連合学校教育学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、連合学校教育学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、適切な教育課程の編成がなされている。また、教員の「共同研究プロジェクト」への学生の参加、研究発表会等での外国人研究者の参加、国際学会等における研究発表活動の促進等により、大学院生の研究能力育成を目指しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、現職教員や社会人学生のためにフレックスタイム・カリキュラム制度の導入、遠隔教育システムの整備・活用、研究発表における

る旅費支援に努めるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、連合学校教育学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、連合学校教育学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、学生に授業内容に関する詳細な情報を与え、複数の教員が研究指導を行い、また、リアルタイム・コラボレーション・システムを活用する指導を行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、学生の主体的な研究活動を活発にすることを目指し、D1 セミナー、学生研究発表会等を行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上のことについて、連合学校教育学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、連合学校教育学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、入学後1年以降に論文作成学力を具備しており、その結果学位授与者数が53.3%と高い成果を上げているなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、総合共通科目の授業の意義に関して、受講学生から肯定的回答を得るなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、連合学校教育学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、連合学校教育学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16~19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成16~19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、修了者の89.4%が、大学等教員37.9%を含め教育研究関係の機関に就職するなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

「関係者からの評価」については、修了生等にアンケート調査を実施しており、ほとんどの修了生が授業が有意義であったとし、修了生の勤務先の所属長の多くは、学力、資質能力等、実践的貢献についてそれぞれ肯定的に評価するなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、連合学校教育学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、連合学校教育学研究科が想定している関係者の「期待される

水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16~19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 1 件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 1 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 1 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16~19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

教育実践高度化専攻

- I 教育水準 教育 4-2
- II 質の向上度 教育 4-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、学校経営コース、授業実践リーダーコース、心の教育実践コース、小学校教員養成特別コースの4コースが設置されている。入学定員は、学校経営コース20名、授業実践リーダーコース30名、心の教育実践コース20名、小学校教員養成特別コース30名の合計100名であり、充足率は、平成20年度85%、平成21年度95%である。必要専任教員数16名のうち、8名は現職経験20年以上の実務家教員を配置している。全体で専任教員47名体制で対応しているが、全教員に対して、5年以上の実務経験を有する教員の割合は44.7%である。運営にあたっては、専攻会議（執行部会議）、専任教員会議、コース会議のほかに、企画・運営委員会、授業改善・FD委員会、教員就職委員会、外部評価委員会、連携協力校連絡協議会が設置されている。教育実習の円滑な運営と共同研究の企画・立案の業務を行う教育実践コラボレーションセンターが設置されているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、カリキュラムや授業等の質の向上のため、授業改善・FD委員会、外部評価委員会が設置されている。授業改善・FD委員会は、授業公開によるピアレビュー（全授業）、学生からの授業評価等により、授業方法の改善を図るとともに、教育課程の構成や有効性について自己点検を実施している。また、評価を行った学生に対しても対話形式の報告会を実施し、授業評価の結果や改善策をフィードバックしている。外部評価委員会は、学識経験者、教育委員会や学校現場の関係者によって構成され、前述した自己点検活動に対して、客観的評価を行い、適正かつ有効な改善の方向性を勧告する体制が整備されているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、教育実践高度化専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、教育実践高度化専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

2. 教育内容

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、共通基礎科目と各コース別の専門科目、実習科目で構成されている。共通基礎科目は、全コースの学生が共通に履修するもので、教育課程の編成・実施、教科等の実践的な指導方法等の6領域を設けており、理論的内容と事例研究等の実践的内容を統合した授業科目が設定されている。修了必要単位数は、共通基礎科目 20 単位、専門科目 20 単位（小学校教員養成特別コースは 16 単位）、実習科目 10 単位（小学校教員養成特別コースは 14 単位）の合計 50 単位である。共通基礎科目、専門科目、実習科目において、理論的内容と実践的内容とを融合した教育内容を取り入れているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、授業実践力や経営実務能力の育成のみならず、新しく要請されている道徳教育、生徒指導、キャリア教育等の「心の教育」を推進する実践力要請に応えており、多様な学生のニーズに対応するために、「授業実践リーダーコース」と「心の教育実践コース」では、就業しながら修学を希望する学生向けの夜間クラスの開講（神戸サテライト）や長期履修学生制度が導入されている。各コースの実習科目では、兵庫県内の連携協力校や適応指導教室、現職教員学生の現任校等の実践課題と学生の研究テーマをマッチングさせることで、学校現場の問題解決に資するよう教育実習を実施している。また、教育実習以外でも、専門的知識をもった当該大学の教員を介して現職教員学生が学校現場の課題を解決できるよう支援するために、都道府県教育委員会や地域の教育委員会、学校現場と連携した共同研究に取り組んでいるなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、教育実践高度化専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、教育実践高度化専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

3. 教育方法

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、講義とワークショップ、ケーススタディ、プレゼンテーション、ディスカッション、ロールプレーティング、シミュレーション、フィールドワーク等の演習を織り交ぜて、授業を展開している。さらに、教育委員

会指導主事や管理職、高度な授業スキルを有する小・中学校教員等を外部講師として招き、専任教員とのチーム・ティーチングを行う授業も設定している。各コースの実習科目では、コースごとに実習基本計画を策定するとともに、カリキュラム全体の中での実習科目の位置付けや専門科目との関連性を示した資料「学びのプロセス」を作成し、実習科目での学修と専門科目での学修との連携を図っている。課題研究では、各コースの教員全員が指導することを基本としつつ、学生ごとに修学指導教員を定め、学生一人一人の学習プロセスを支援する仕組みが工夫されているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、修学指導教員によるきめ細かい履修指導を行い、単位の実質化を図ることによって、授業時間外の学習時間を確保するだけでなく、各コース別に学生研究室が設置され、自学自習できる環境が整備されている。学生がインターネット上で自己の学修過程や学修成果物を蓄積する e-ポートフォリオシステムが導入され、実習科目や専門科目での学修を学生が自己の実践的研究課題と結び付けて再構成できるように、教員・実習校メンター・教育実践コラボレーションセンターコーディネーターが情報を共有し、主体的な学習を促す指導を展開しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、教育実践高度化専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、教育実践高度化専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

4. 学業の成果

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、学外の実習校のメンター教員による実習科目の評定は、学生が身に付けた能力や資質に対する学校現場からの外部評価であり、客観的な評価といえる。このような視点から、各コースの学生が実習科目において実習校のメンターからいざれも高い評価を得ていることは、学校現場が期待する学力・能力が育成されていることを示しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、平成 21 年度後期に実施された学生による授業評価の結果では、5 段階評価の平均値がほとんどの項目において 3.0 以上の肯定的な評価が得られている。特に、専門科目における「授業理解のための工夫」「授業方法の適切

さ」「理論と実践の融合」、課題研究における「最終成果物への役立ち」、実習科目における「メンターの指導」等では、平均値が 4.0 を超える高い評価が得られている。学業の成果の達成度に対する満足感を示す項目である「資質能力の向上」についても、実習科目において平均値 3.8、課題研究において平均値 4.0 と高い評価が得られているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、教育実践高度化専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、教育実践高度化専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

5. 進路・就職の状況

[判定]

判定しない

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、平成 20 年度に教育実践高度化専攻に入学した 2 年次の学生計 46 名（3 年制の小学校教員養成コース 35 名を除く）のうち、40 名が所定の修学期間で修了し、教職修士（専門職）の学位を取得している（修了に至らなかつた 4 名は、自己都合休学等による）。修了後の進路については、現職教員学生 31 名は、すべて現任校等に復帰し、現職教員学生以外の修了生 9 名のうち、6 名が教員（正規・非正規を含む）として、1 名が民間企業のカウンセラーとして就職しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、第 1 期生が平成 22 年 3 月に修了しており、関係者からの評価を判断できる状態ないことから、段階判定は行わない。

以上の点について、一方の観点に対し「段階判定は行わない」との判断を行ったことから、進路・就職の状況は「判定しない」ととする。

II 質の向上度

1. 質の向上度

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が3件であった。